



いつも新しい流れがある 市川

令和7年12月17日

報道関係者 各位

市川市消防局長  
吉村 和弘

### 職員の処分について

地方公務員法に基づき、下記のとおり職員の処分を行いましたので報告します。

#### 記

#### 1 所属職員に対するパワー・ハラスメント

##### (1) 処分の理由について

###### ① 被処分者A

被処分者Aは、令和7年4月から同年7月の間、同隊の職員に対し、容姿を侮辱する発言を行った。

###### ② 被処分者B及びC

被処分者B及びCは、令和7年4月から同年7月の間、同隊の職員に対し、容姿を侮辱する発言を行った。

また、同年6月から同年7月までの間、当該職員に対し、業務上必要かつ相当な範囲を超える発言を行った。

##### (2) 被処分者

① 被処分者A：消防局 主幹級（50歳代）

② 被処分者B：消防局 副主幹級（60歳代）

③ 被処分者C：消防局 副主幹級（50歳代）

##### (3) 処分内容

① 被処分者A：減給（10分の1）2月

② 被処分者B：減給（10分の1）1月

③ 被処分者C：減給（10分の1）1月

##### (4) 処分年月日

令和7年12月17日

(5) 処分の根拠法令

地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号

2 消防局のコメント

全体の奉仕者である消防職員が、このような事案を起こしたことは誠に遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

今後は、服務規律の遵守を徹底し、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

以上

(問い合わせ) 消防局 消防総務課長 井橋 邦彦  
TEL 047-333-2143